

激甚災害で被災した会員の年会費等減免措置について

日本子ども家庭福祉学会 会長 伊藤 嘉余子

2024年1月1日に発生した能登地震により亡くなられた多くの方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に衷心よりお見舞い申し上げます。

このたび、日本子ども家庭福祉学会理事会において、「激甚災害で被災した会員については、所定の申請によって理事会が認める年度に限り、大会参加費および年会費を免除する。」ことについて覚書を作成し、本件を会員の皆様へお知らせすることといたしました。

下記をご参照いただき、対象となる方におかれましては、本学会事務局国際文献社に対し、お手数でも必要書類を整えてご提出ください。手続きに際してご不明なことは、個別に学会事務局へお問い合わせください。また、免除となる大会参加費・年会費は、2024年度分とさせていただきますので、ご理解いただけますと幸いです。

被災された会員をはじめ、全ての皆様が平穩に過ごすことが叶いますよう、心よりお祈りいたします。

記

1. 減免対象者

2024年1月1日に起きた能登半島地震に関しては、2により申請があった石川県、新潟県、富山県、福井県の会員とし、理事会が認めた者とする。

2. 申請に必要な書類

下記の書類を添付して、学会事務局である国際文献社に申請を求める。

- ・罹災証明書に、被災の原因となった災害が明記されていること
- ・その災害が、激甚災害に指定されていること
- ・その災害の指定地域に、会員本人、または本人と生計を一にしている親族が在住していること。

以上